

公益財団法人 平和中島財団  
(中島健吉記念奨学金)

2025(令和7)年度 日本人留学生奨学生募集要項

1. 趣旨

海外の大学等に留学を希望する日本人で、学業、人物ともに優秀であり、経済的援助を必要とする者に対し奨学援助を行う。

2. 応募資格

次の条件をすべて満たす者

- (1) 日本国籍（永住権可）を有する者
- (2) 応募時に日本国内に居住する者（海外在住者、海外大学等の在籍者は不可）
- (3) 応募時に高等学校を卒業している者
- (4) 学籍取得及び留学開始が2025年度（2025年4月～2026年3月）である者
- (5) 博士号未取得者（留学開始時までに博士号取得予定の者は不可）
- (6) 大学の教員職（非常勤講師を除く）に就いていない者
- (7) 過去に本財団の奨学金を受けていない者
- (8) 留学する大学等で使用する言語に応じ、下記の語学力等を有する者

英語			独語	仏語	中国語	韓国語	他言語
英検	TOEFL iBT	IELTS	欧州評議会 設定レベル		HSK	TOPIK	語学教員等 の証明書
1級	Test Date スコア 90	7.0	C1		5級 (6割以上)	5級	

他の資格については、要問い合わせ

(注) 専攻、留学先国、年齢に制限はない。

3. 募集人数

20名

4. 奨学金

大学院学生：月額30万円及び往復渡航費

原則として3か月ごとに、本人名義の日本国内の銀行口座に振込む。

(注) 他の奨学金・助成金との併給不可。

(留学先大学による授業料減免又はそれを目的とする学内奨学金は可)

5. 支給期間

最長2年間（支給開始の月から2年以内に限る。）

6. 応募書類

- (1) 奨学金申込書
  - (2) 留学計画書（別葉・参考資料等不可）
  - (3) 履歴書
  - (4) 推薦書 指導教員あるいは勤務先の上司等のもの一通（一頁）
  - (5) 成績証明書 学部以降のもの全て（学部在学歴のない者は最終校のもの）
  - (6) 外国語能力を証明する書類
  - (7) 入学許可証（取得済みの場合）
  - (8) 返信用封筒（定型[長3]封筒に住所・氏名を記入，110円切手貼付）
- (1)～(3)は財団所定の様式に限る。
- (6)(7)はコピー可

## 7. 募集期間

2024年9月1日～10月31日（10月末日の消印有効）

## 8. 選考・採否の通知

- (1) 選考は、選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。
- (2) 採否の通知は、下記の予定。選考結果に関する問い合わせには、応じない。

	選考時期	結果の通知	対象
一次選考（書類）	11月～1月	1月末までに	応募者全員
二次選考（面接）	2月	3月上旬までに	一次合格者

## 9. 応募書類の提出先

〒106-6120 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー20階  
公益財団法人 平和中島財団 日本人留学生係

なお、応募書類は、応募者自身が日本国内から郵便（メール便不可）で、一括送付すること。  
受理した応募書類は、いかなる理由でも返却しない。

## 10. 募集についての問い合わせ

事務局 日本人留学生係（月～金 11:00～15:00）  
TEL 03-5843-1760（代表）／ MAIL scholarship-js@hnf.jp

## 11. 個人情報の取扱い

- (1) 本財団は、個人情報を法令に従い適正に取扱います。
- (2) 採用者については、応募書類に記入された個人情報を本財団の事業の概要、広報誌に掲載します。
- (3) 不採用者の応募書類は、一定期間財団で保管した後、廃棄処分します。

## ◇ 留意事項等

### 1. 奨学生の義務

- (1) 誓約書の提出
- (2) 在学証明書（留学先大学）の提出
- (3) 生活状況報告書の提出：3か月ごと（年間4回）
- (4) 成績証明書（又は指導教員の所見）の提出：毎学期終了後

### 2. 奨学金支給の停止、又は終了

次のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の支給を停止する。

- (1) 「奨学生の義務」を怠ったとき
- (2) 留学先大学において学籍を失ったとき
- (3) 病気その他の事由により成業の見込みがないとき
- (4) 理由なく長期にわたって欠席したとき
- (5) 応募書類の記載内容に虚偽があったとき
- (6) 博士号を取得したとき
- (7) その他、奨学生として適当でない事実があったとき

### 最近の採用状況

（単位：人）

	2022年度		2023年度		2024年度	
	応募	採用	応募	採用	応募	採用
大学院	290	15	263	15	288	20